

〔論 文〕

「観光」というコンテキストにおける 「記録保存」の措置を取られた 「埋蔵文化財（遺跡）」に関するアプローチ ——「記録保存」から「記憶保存」へ——

和 泉 大 樹

I はじめに

我が国では、文化財保護法において、土地に埋蔵されている文化財のことを「埋蔵文化財」と呼び、保護の対象としている。所謂、「遺跡」と呼ばれるものである¹⁾。

「埋蔵文化財（遺跡）」を包蔵する土地として知られている場所のことを「周知の埋蔵文化財包蔵地」と呼んでいるが、この「周知の埋蔵文化財包蔵地」は、全国で約46万カ所を数え²⁾、文化財の中でも圧倒的なウェイトを占める。すなわち、全国、至る所で確認できる文化財と評することができる。

しかしながら、例えば、青森県三内丸山遺跡や佐賀県吉野ヶ里遺跡など、重要遺構が検出され、「史跡」などの指定を受け³⁾、「保存措置」がなされるようなものでなければ、広く周知されることは稀である。我が国では、「埋蔵文化財包蔵地」において、年間約9千件の発掘調査が実施されているが⁴⁾、それらのほとんどが「記録保存」の措置が取られ、調査後に建物などが建てられ、「埋蔵文化財（遺跡）」は消滅し、よほどのことがない限り、その内容を多くに知られることはないのである。

「埋蔵文化財（遺跡）」は、土地（地面）に刻まれた歴史である。すなわち、「その土地の歴史そのもの」なのである。この観点からは、観光資源として機能する可能性を十分に持すると考えられるが、「記録保存」の措置を取られたものに

ついては、消滅しているが故に注目されることもなく、その資源としての活用は困難である。本稿ではこのことを問題として取り上げたい。

以下、「観光」というコンテキストにおける「記録保存」の措置を取られた「埋蔵文化財（遺跡）」について、若干の考察を展開したい。

II 「埋蔵文化財（遺跡）」と「記録保存」

冒頭に記したように、「埋蔵文化財（遺跡）」を包蔵する土地として知られている場所である「周知の埋蔵文化財包蔵地」は、全国で約46万カ所を数え、年間約9千件の発掘調査が行われている。

我が国において、「埋蔵文化財（遺跡）」の調査・研究は、都道府県や市町村などの自治体に配置されている「技師」、「文化財調査員」などと呼ばれる約6千名の「埋蔵文化財担当専門職員」が中心となって行われている⁵⁾。

自治体では、文化財保護法を根拠法令として、「周知の埋蔵文化財包蔵地」において土木工事等の開発事業を行う場合には、事前に届出等を行うよう求め⁶⁾、出土した遺物については遺失物として取り扱われ、発見者が所管の警察署長へ提出するというシステムをとっている⁷⁾。

ここで「記録保存」という措置を確認すべく、開発事業と発掘調査等の手続きのプロセスの概要を確認しておきたい⁸⁾。我が国では、開発事業を計画している際、事業者は当該地が「周知

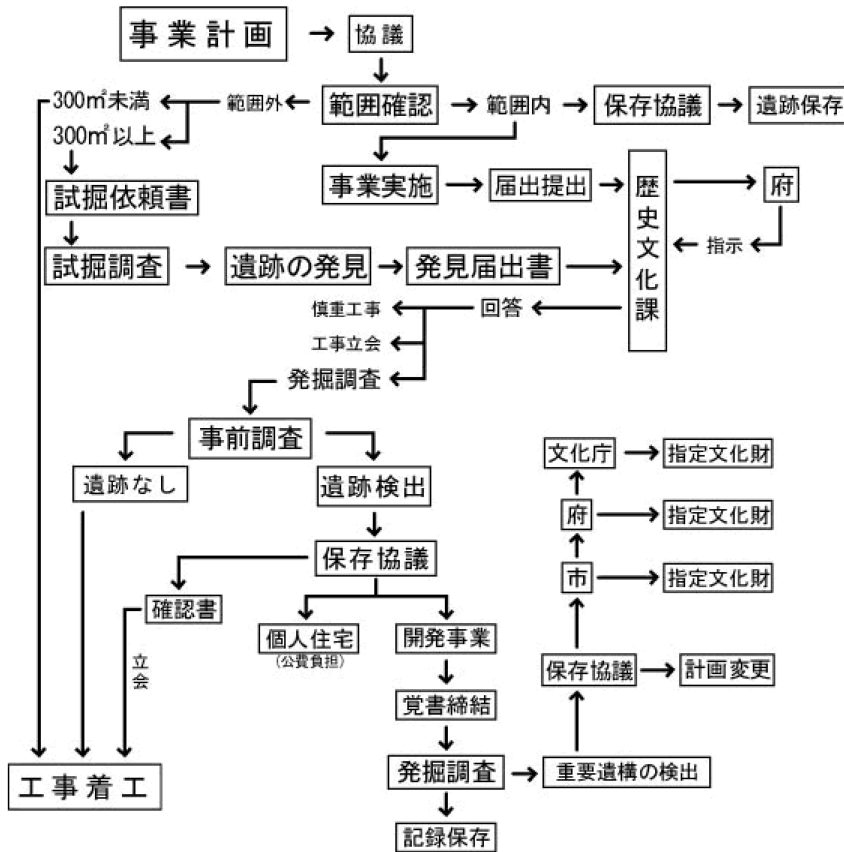


図1 埋蔵文化財関連事務フロー図

出所) 羽曳野市役所HP

の埋蔵文化財包蔵地」の範囲に入っているかどうかを確認する必要がある。もしも、範囲内であり、事業を予定通りに実施するのであれば、文化財保護課や歴史文化課など⁹⁾、自治体の担当窓口へ届出を提出しなければならない。なお、範囲外であるならば、自治体は、試掘調査依頼書により遺跡の有無を確認するための試掘調査を受けるなどの対応を促すことになる¹⁰⁾。

自治体の担当窓口には、土木工事等の開発事業の届出等があった場合には、都道府県・政令指定都市等はその取り扱い方法を決定することになる。取り扱いには、「慎重工事」、「工事立会」、「発掘調査」などがある。「発掘調査」の場合は、「発掘調査(事前調査)」¹¹⁾を行い、「埋蔵文化財

(遺跡)」が検出された際には「埋蔵文化財(遺跡)」が保存できるかどうか協議される。「埋蔵文化財(遺跡)」を現状のまま保存できない場合には「発掘調査(本調査)」を行い、「埋蔵文化財(遺跡)」の記録を画像データや図面で残し、『報告書』という形で公にするという、所謂、「記録保存」という対応を取ることになる。

つまり、「保存」という文言が付されているものの、あくまでも「記録」の「保存」であり、工事そのものは着工されるため、基本的に「埋蔵文化財(遺跡)」そのものは破壊されることになる。なお、「発掘調査(本調査)」により重要遺構が検出された場合には、別途、保存協議を行い、計画の変更あるいは、「史跡」などの文化財指定

Mar. 2016 「観光」というコンテキストにおける「記録保存」の措置を取られた「埋蔵文化財（遺跡）」に関するアプローチ

へと展開していくことになる。

ところで、考古学では、「埋蔵文化財（遺跡）」は「遺構」と「遺物」の総称であると説明される。「遺構」とは、例えば、柱穴や井戸跡、炉跡など、地面に残された人類の活動の痕跡であり、不可動、つまり、動かすことが出来ないものである。「遺物」とは土器や石器など、人類が残した可動なもの、動かすことが出来るものである。それらの総称が「埋蔵文化財（遺跡）」である。先に、開発事業と発掘調査等の手続きのプロセスの概要で記したとおり、「記録保存」の措置が取られた「埋蔵文化財（遺跡）」のうち、基本的に「遺構」は残存せずに消滅する。残存するのは、土器や石器などの「遺物」、遺構」の画像データや測量図面などである。このような「記録保存」の措置がなされた「埋蔵文化財（遺跡）」を活用という観点から捉えた場合には、「遺構」そのものが残存しないため、リアリティに欠けるという問題が生じ、実際にその活用を考えた場合、ミュージアムで出土遺物や発掘調査により検出された「遺構」の写真パネルを展示するにとどまることが多いと考えられる。もちろん、場合によっては、事業者と自治体の協議により、その一部が残されるケースは見られるが、その場合にしても可視できる「遺構」は一部であるために限界がある。

つまるところ、現地での「遺構」は消滅し、そのデータなどが『報告書』として刊行されるという「記録保存」の措置を取られた時点で、多くの目にとまる機会はなくなるのである。また、規模の大きな自治体であれば、発掘調査の契機となる新たな開発事業は次から次へと発生し、

次の「埋蔵文化財（遺跡）」への対応が迫られることになる。このような環境下、「記録保存」された「埋蔵文化財（遺跡）」の観光資源としての活用を思考することは、よほどの契機がなければ困難であろう。

また、重要なものは「史跡」として指定されるという文化財保護上の制度が存在するため、「記録保存」の措置を取られた「埋蔵文化財（遺跡）」は、観光資源の対象として見なされないという傾向も少なからずあるのではないかと考えられる。「埋蔵文化財（遺跡）」と「史跡」には、ある種、対岸的な側面が見られ、そのような気風が存在するのではないかと推測されるのである。

しかしながら、「記録保存」の措置を取られた「埋蔵文化財（遺跡）」についても、観光資源として十分に機能するものが含まれていることがあり、それらは抽出され、有効に活用がなされるべきなのである。

Ⅲ 観光というコンテキストにおける「史跡」と「記録保存」された「埋蔵文化財（遺跡）」

「史跡」とは、文化財保護法第2条第1号第4号において、「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの」¹²⁾のうち、文化財保護法第109条第1項に基づき文部科学大臣が「重要なもの」¹³⁾として指定したもので、表1のとおり、平成26年4月1日現在、1,724件が国史跡として指定されている¹⁴⁾。

表1 史跡の指定件数

類 型	件 数	類 型	件 数
貝塚・古墳等	674 (14)	交通施設その他経済・生産活動に関する遺跡	184 (2)
都城跡等	381 (19)	墳墓・碑等	77 (3)
社寺跡等	285 (14)	旧宅・園池等	82 (6)
学校その他教育・学術・文化に関する遺跡	27 (3)	外国及び外国人に関する遺跡	8
医療施設・その他経済・生産に関する遺跡	6	合計	1,724 (61)

※(カッコ)は特別史跡 ※2014.04.01 現在

『特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準』では、「貝塚, 集落跡, 古墳, その他この類の遺跡」, 「都城跡, 国郡庁跡, 城跡, 官公庁, 戦跡その他政治に関する遺跡」, 「社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡」, 「学校, 研究施設, 文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡」, 「医療・福祉施設, 生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡」, 「交通・通信施設, 治山・治水施設, 生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡」, 「墳墓及び碑」, 「旧宅, 園地その他特に由緒のある地域の類」, 「外国及び外国人に関する遺跡」という9種類のうち、「我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず, かつ, その遺跡の規模, 遺構, 出土遺物等において学術上価値のあるもの」を史跡として指定するという基準が示されている。また、「史跡のうち学術上の価値が特に高く, 我が国文化の象徴たるもの」を特別史跡として指定することが示されている¹⁵⁾。

「史跡」の指定を受けると法・条例により、「現状変更」の規制が規定されることになる。文化財保護法第125条第1項では、「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し, 又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは, 文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし, 現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合, 保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は, この限りでない」¹⁶⁾, また, 同条第7項において「第一項の規定による許可を受けず, 又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで, 史跡名勝天然記念物の現状を変更し, 又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては, 文化庁長官は, 原状回復を命ずることができる。この場合には, 文化庁長官は, 原状回復に関し必要な指示をすることができる」¹⁷⁾と現状変更等の制限及び原状回復の命令が規定されている。

このように, 法的根拠をもって強く保護されることになる「史跡」は, 「史跡指定等により現状保存された遺跡, 重要文化財等に指定された

出土文化財をはじめ, 地域にとって重要な遺跡や出土文化財は, 地域の活性化に貢献し, 場合によっては産業の育成や観光に結びつくこともある等, 地域づくりを進めるうえで多様な価値をもっている」¹⁸⁾との指摘のとおり, その歴史的・学術的価値が高く, 比較的全国的に著名なものが多いため, 観光資源などとして有効に機能する可能性が看取できるのである。

この「史跡」と「埋蔵文化財(遺跡)」の関係性を簡潔に述べれば, 「埋蔵文化財(遺跡)」の中でも歴史的・学術的に価値の高いものを「史跡」として国や地方公共団体が指定し, 恒久的に保存・伝承していくということになる。このような関係性からも明らかであるが, 「埋蔵文化財(遺跡)」よりも「史跡」の方が, より観光資源としては活用しやすいと考えられる。ましてや, 本稿で問題としているのは, 「埋蔵文化財(遺跡)」の中でも「記録保存」の措置を取られた「遺構」の消滅したものである。まず, 活用しようという発想にならないのではあるまいか。

しかしながら, これら「記録保存」の措置が取られた「埋蔵文化財(遺跡)」の中にも, 「史跡」と同様に, 「地域の活性化に貢献し, 場合によっては産業の育成や観光に結びつくこともある等, 地域づくりを進めるうえで多様な価値をもっている」¹⁹⁾ものを含められている場合がある。

本稿では大阪府泉南市における事例を取り上げることとする。大阪府の南西部に位置する泉南市は, 面積48.83km², 人口63,318人, 行政区的には北東を泉佐野市・田尻町, 南西を阪南市, 南東を和歌山県紀の川市・岩出町と市境を隣接させ, 地形地理的には大阪湾に面し, 和泉山脈を背後に持する。また, 関西国際空港の一部を市域とすることから, 国際化・活性化が期待されている。市内には樽井サザンビーチ, 大規模商業施設であるイオンモールなどが所在するため, 週末などには市外からも多くの人々が訪れ, 歴史資源としても, 古代寺院である国史跡海会寺跡, 大坂夏の陣の壱井古戦場跡, 熊野詣や参勤交代の際に賑わいをみせた宿場町である

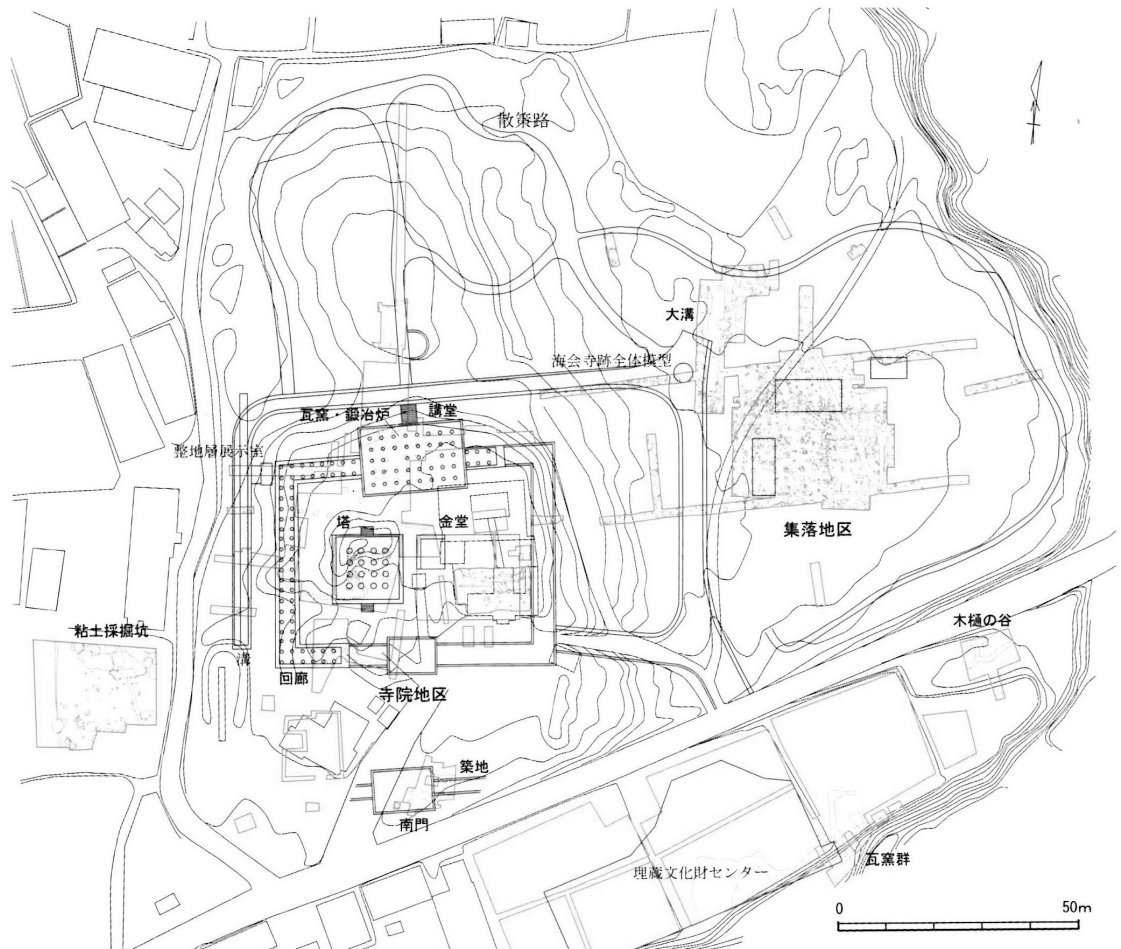


図2 国史跡海会寺跡で検出された遺構

出所)『海会寺のあゆみ』2008年, 泉南市教育委員会

信達地域などがある。ここでは、国により「史跡」の指定を受けている海会寺跡と「史跡」の指定を受けていない「記録保存」の措置を取られた「埋蔵文化財(遺跡)」である「戒畑遺跡」の2者を事例として取り上げてみたい。

①国史跡海会寺跡(図2・写真1)

国史跡海会寺跡は檜井川と新家川の合流地点の南西に位置し、北側には熊野街道がはしる。すなわち、畿内の南西端に位置し、難波から紀伊国へと通じる南海道の要衝にあった寺院であり、出土した遺物により7世紀中頃から後半の

創建年代が与えられている。

文献資料では、景戒が編んだとされる我が国最古の仏教説話である『日本霊異記』中巻第廿二「仏の銅像の盗人に捕られて霊しき表を示し盗人を顕しし縁」に見られる「尽恵寺(盡恵寺・晝恵寺)」を海会寺とする説があり、これが文献資料に登場する最古とされている²⁰⁾。

発掘調査からは、金堂・塔・講堂・回廊・南門・築地などの主要な伽藍が検出され、その配置は法隆寺式伽藍配置であることが確認されている。また、寺跡の東側に寺院を建立した豪族居館と考えることができる大型の建物群も合わ



写真1 復元・整備された国史跡海会寺跡の講堂跡(筆者撮影)

せて確認されている。なお、海会寺から出土した軒丸瓦には百済大寺・四天王寺と同范のものが認められる。

これらの調査成果から海会寺は、創建氏族は不明であるものの、律令体制化、中央国家と密接に関係があった寺院と評価され、1987年には、「わが国の古代寺院の実態を理解するうえで極めて重要である」として国史跡の指定を受け、1995年には、出土品302点が国重要文化財の指定を受けた。

このように国史跡となった海会寺跡は、その恒久的保存・継承、その活用を目指し、1991年より本格的に史跡整備に着手、1997年古代史博物館部門の開館、博物館が併設された史跡としての活用が本格的に始動した。

② 戎畑遺跡(図3・写真2)

戎畑遺跡は、和泉山脈を水源とし大阪湾へと流れる男里川の右岸に形成された沖積地に立地する遺跡である。土地区画整理事業に伴い、

2005年に5,000㎡を越える発掘調査を行うまでは、まとまった面積での調査がなされたことはなかったが、当該調査により平安時代・鎌倉時代を主な時代とする集落遺跡であることが確認された。とりわけ、土師質の真蛸壺が多く出土し、それらを焼成したと考えられる窯跡が検出されたことは、この遺跡の注目すべき成果の一つである。しかしながら、戎畑遺跡(2005年調査区)は「記録保存」の措置が取られたため、現在は宅地となっており、真蛸壺を焼成した窯跡などの検出された「遺構」は消滅している。

なお、戎畑遺跡の南に位置する旧石器時代から近現代にいたる複合遺跡で拠点の遺跡であると考えられている男里遺跡、東南東に位置する樽井南遺跡、東北東に位置する新伝寺遺跡からも真蛸壺を焼成したと考えられる遺構が検出されている。

加えて、泉南市外においても、例えば、阪南市田山遺跡、田山東遺跡、馬川遺跡、箱作今池遺跡、泉佐野市上町東遺跡、湊遺跡など、周辺

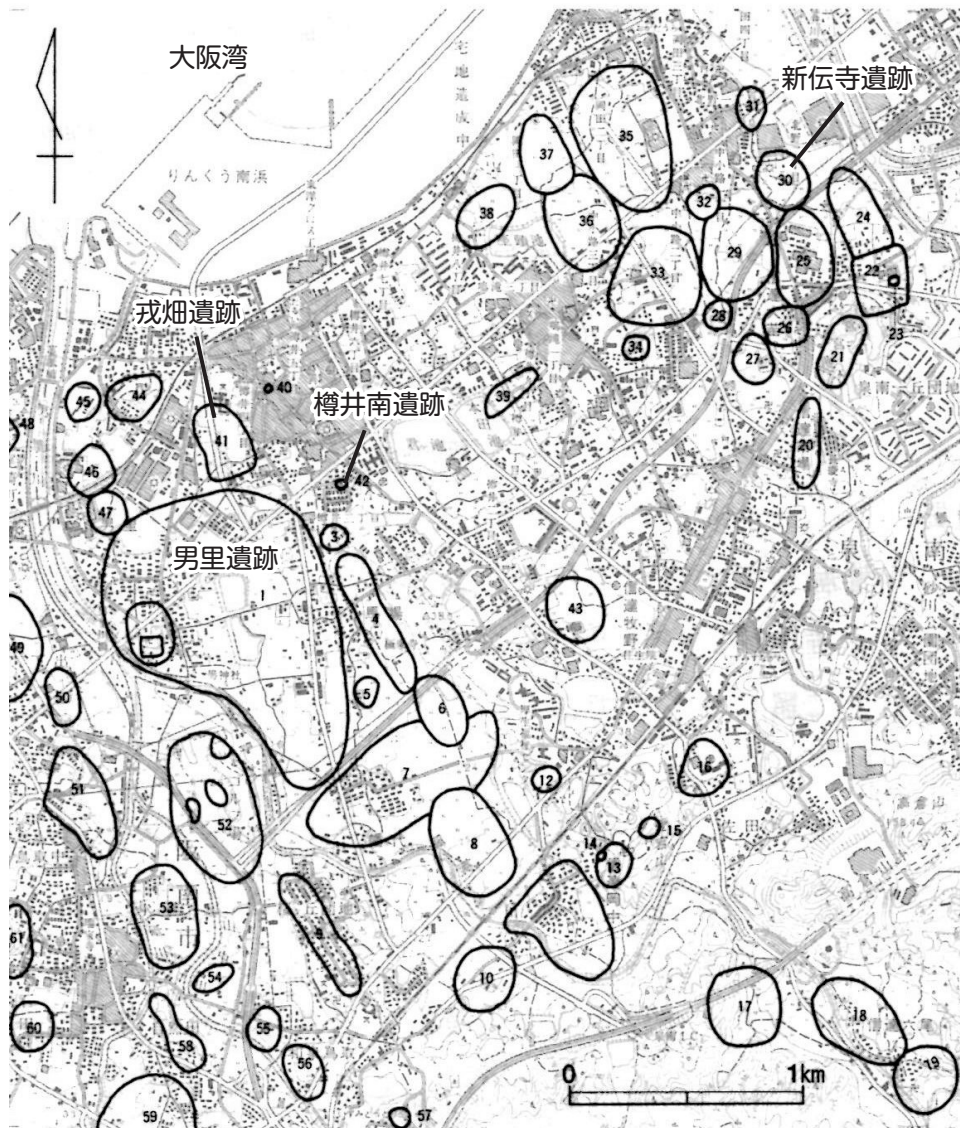


図3 戎畑遺跡と周辺の真蛸壺焼成遺構が検出された遺跡位置図

出所)『戎畑遺跡発掘調査報告書 土地区画整理事業に伴う95-1区の調査』2005年, 泉南市教育委員会

の自治体に所在する遺跡においても、真蛸壺を焼成したと考えられる遺構の報告例が確認でき、「集落内における真蛸壺生産は、当該期の南泉州地域において普遍的な光景であったものと捉えることができる」²¹⁾と考えられている。

すなわち、泉南市を含む南泉州地域では、中世より村々で蛸壺をつくり、眼前に広がる大阪

湾において、蛸漁を実施していたと考えることができよう。当該地域において、往時の海岸付近の村々では蛸壺を使用し、真蛸を採る漁業風景が日常的に見られたのであろう。

ここで現在の観光事情について着目したい。観光庁は、ニューツーリズムについて、「従来の物見遊山の観光旅行に対して、これまで観光



写真2 戎畑遺跡で検出された真蛸壺焼成窯

出所)『戎畑遺跡発掘調査報告書 土地区画整理事業に伴う95-1区の調査』2005年, 泉南市教育委員会

資源としては気付かれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し, 体験型・交流型の要素を取り入れた旅行の形態²²⁾と定義し, 「活用する観光資源に応じて, エコツーリズム, グリーン・ツーリズム, ヘルスツーリズム, 産業観光等が挙げられ, 旅行商品化の際に地域の特性を活かしやすいことから, 地域活性化につながるものと期待されています²³⁾」と説明している。

このニューツーリズムの定義に依拠して, 本稿で問題とする「史跡」と「記録保存」の措置を取られた「埋蔵文化財(遺跡)」を考えるならば, 「史跡」は, 物見遊山的な観光旅行にも耐えうる著名な観光資源であり, 「記録保存」の措置を取られた「埋蔵文化財(遺跡)」は, 「これまで観光資源としては気付かれていなかったような地域固有の資源」ということになろう。

つまり, この「記録保存」の措置を取られた「埋蔵文化財(遺跡)」にこそ, 顕著な地域性が見出せる場合があるのである。先に確認したように, 泉南市を含む南泉州地域において「蛸壺」

が出土する遺跡は1か所や2か所ではない。また, 今なお漁業としての「蛸漁」が行われている。つまり, この地にとっては, 「蛸漁」は歴史的連続性が看取される日常的な生業であり, 地域特性の1つとして評することができるのである。そしてこのことは, ニューツーリズムの観点からは, 観光資源として着目される価値のものであり, 従来から観光資源として有効であると考えられていた「史跡」と同等の資源的価値があると評することが可能であろう。

筆者の研究室では, この戎畑遺跡を観光資源として捉えて, 泉南市における観光地域づくりの実践的研究に取り組んでいる。ここでは, 「記録保存」の措置により「遺構」が消失しているため, リアリティを復元すべく「実体消失への補完的アプローチ」の1つとして, 「日常生活への落とし込みによる Attachment(愛着)の生成」というアプローチが有効ではないかと考え, 実践している。

つまり, 「記録保存」という, その関係者以外には知る機会がさほど多くはない閉ざされた



写真3 地域の小学生児童の「蛸壺づくり」体験

出所) 泉南市教育委員会提供

パッケージの状態から、地域住民、個々人の「記憶保存」という、誰もが知っており、意思さえあればアクションすることが可能なオンラインの状態にする必要があると考えられるのである。そのためには、日常生活の中で目に付く機会を増加させる、教育プログラムの一部に取り込むなどの措置が必要であると考えられる。

2014年9月から泉南市においてフィールドワークなどの調査・研究を開始し、12月に地域への公開プレゼンテーションによるデザインプランの提案をおこない、地域の方々の主導のもと、「せんなんタコ壺プロジェクト」という企画となり、2015年4月より、その実践がなされている。このプロジェクトのコンテンツは、地域の小学校児童に地域学習の一環として、地域の方々をスタッフとして、つまり学校教育と生涯学習の両方の側面から「蛸壺づくり」を体験する学習要素の顕著なプログラム、岡田浦漁業協同組合の協力のもと、児童がつくった蛸壺で実際に蛸が獲れるかを検証するプログラム、泉南

市は世界的な蛸のまちであり、泉南の海の魅力を発信することをテーマにしたイルミネーションイベントである「せんなんタコあかり」という3つのプログラムで構成されている。

今後はこの地域プロジェクトを通じて、消滅した戎畑遺跡を地域の記憶にとどめながら、地域主導で創意工夫を凝らし、観光振興などへ展開していくものと考えられる。

IV まとめ

以上、「記録保存」の措置を取られた「埋蔵文化財（遺跡）」の中にも、観光振興において有効に機能するものが含まれているのではないかと、問題意識から端を発し、具体的事例を取り上げて論じた。

「観光」というコンテキストから「埋蔵文化財（遺跡）」を思考した場合、その地に「史跡」が存在するならば、まずはそちらに目が向けられるのは必然である。自治体や観光協会のホーム

ページ上の「観光」や「見る」などの項目にも「史跡」は掲載されるであろうが、現状では宅地や商業施設等になっている「記録保存」の措置を取られた「埋蔵文化財(遺跡)」が掲載されることはない。

しかしながら、先に記したように、その地の日常を観光資源と捉えるニューツーリズムの概念から勘案すれば、珍しくも何ともない「記録保存」の措置を取られた「埋蔵文化財(遺跡)」にも、その資源価値は十分に見出せる可能性があると考えられるのである。問題は、「記録保存」の措置が取られれば、関係者以外の目にとまる機会が少なくなるということと、現地において「遺構」が既に消滅しているため、リアリティに欠けるということであり、その資源化の方法論の構築が必要であろう²⁴⁾。

泉南市における研究は継続中であり、方法論についての詳細な考察は別の機会とするが、本稿では「記録保存」の措置を取られた「埋蔵文化財(遺跡)」にも観光資源として極めて有効に機能するコンテンツを備えた「埋蔵文化財(遺跡)」が存在する可能性があるということを強く指摘しておきたい。

本稿は、2015年8月8日に開催された旅行ビジネス研究会において「文化財を活かした観光振興・地域づくりにおける諸問題～「記録保存」の措置を取られた「埋蔵文化財」に関するアプローチ～」と題して研究発表した内容をもとに、文章化したものである。

注

- 1) 文化庁によれば、「埋蔵文化財とは、土地に埋蔵されている文化財(主に遺跡といわれている場所)のことです。埋蔵文化財の存在が知られている土地(周知の埋蔵文化財包蔵地)は全国で約46万カ所あり、毎年9千件程度の発掘調査が行われています」と説明がなされている。この説明に依拠し、本稿では「埋蔵文化財(遺跡)」と表記する。文化庁HP「埋蔵文化財とは」<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/maizo.html> (2015.11.10 アクセス)
- 2) 前掲注1)

- 3) 青森県三内丸山遺跡、佐賀県吉野ヶ里遺跡は、いずれも、国により「特別史跡」の指定を受けている。
- 4) 前掲注1)
- 5) 文化庁HPには、「全国の埋蔵文化財専門職員の数」は、平成12年度のピーク時には7,111人を数えました。しかし、景気低迷や行政改革の流れのなかで開発事業の縮小が図られてきたことなどを背景に、その数も減少しています(平成26年5月現在5,853人)との記載がみられる。文化庁HP「埋蔵文化財保護行政説明会」<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/maizo.html> (2015.11.10 アクセス)
- 6) 『文化財保護法』第92条第1項
第九十二条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
『文化財保護法』第93条第1項
第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。
『文化財保護法』第94条第1項
第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。
- 7) 『文化財保護法』第100条第1項
第一百条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法(平成十八年法律第七十三号)第四条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。
- 8) 本稿では大阪府に所在する羽曳野市のHPにて公開されているフロー図(図1)を引用して説明する。羽曳野市役所HP「埋蔵文化財関連事務フロー」http://www.city.habikino.lg.jp/10kakuka/34sha/kaikyoiku/03bunkazai/01tebiki/t_jimuflow.html

Mar. 2016 「観光」というコンテキストにおける「記録保存」の措置を取られた「埋蔵文化財(遺跡)」に関するアプローチ

(2015.11.10 アクセス)

- 9) 自治体によって窓口となる担当課等の名称は異なる。
- 10) 例えば、フロー図を引用した大阪府に所在する羽曳野市では、「埋蔵文化包蔵地」の範囲外であるならば、300㎡未満は工事着工、300㎡以上であれば、遺跡の有無を確認するための試掘調査を受けるという対応を促しているが、基準となる平米数は自治体によって異なる。
- 11) 「確認調査」とも呼ばれる。
- 12) 『文化財保護法』第2条第1項第4号
第二条 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)
- 13) 『文化財保護法』第109条第1項
第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。
- 14) 文化庁HP「史跡の種類別・時代別指定件数」による。なお、本稿の表1はこれを参考に作成したものである。
<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/kinenbutsu/> (2015.11.10 アクセス)
- 15) 『特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準』(史跡)

次に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・

生活に関する遺跡

- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡(特別史跡)
史跡のうち学術上の価値が特に高く、我が国文化の象徴たるもの
- 16) 『文化財保護法』第125条第1項]
- 17) 『文化財保護法』第125条第7項]
- 18) 『埋蔵文化財の保存と活用(報告)―地域づくり・人づくりをめざす埋蔵文化財行政―』2007年、埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会、4ページ。
- 19) 前掲注18)
- 20) 『海会寺のあゆみ』2008年、泉南市教育委員会、2ページ。
- 21) 『戎畑遺跡発掘調査報告書 土地区画整理事業に伴う95-1区の調査』2005年、泉南市教育委員会、6ページ。
- 22) 観光庁HP「ニューツーリズムの振興」
<http://www.mlit.go.jp/kankochou/shisaku/sangyou/index.html> (2015.11.10 アクセス)
- 23) 前掲注22)
- 24) 方法論の構築以外にも、開発行為による発掘調査の件数が多く、膨大な量の調査データが年々蓄積されていくという埋蔵文化財行政のサイクルの中で、「観光資源」という観点で抽出されることがないということもあろう。「文化財担当職員における観光・地域づくりの素養の必要性」や「文化財担当セクションと観光担当セクションの緊密な連携体制の確立」なども重要であると考えられる。

参考文献

- 『泉南市史』通史編昭和62年泉南市
『市道男里北線改良事業に伴う男里遺跡発掘調査報告書』2002年、泉南市教育委員会
『戎畑遺跡発掘調査報告書 土地区画整理事業に伴う95-1区の調査』2005年、泉南市教育委員会
『海会寺のあゆみ』2008年、泉南市教育委員会

(2015年11月20日掲載決定)